

令和5年4月 保育所等入所のご案内



横浜市のご案内ページはこちら ⇒

一次申請

※令和4年度の申請をされている方も、改めて申請が必要です。

申請方法 郵送（専用封筒使用）

申請締切 令和4年11月2日（水）消印有効

あて先 〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター

※やむを得ない理由で郵送申請ができない方に限り、青葉区役所こども家庭支援課の窓口にて申請を受け付けます。窓口では書類の受け取りのみで、提出物やその内容の確認はいたしませんのでご了承ください。

・受取場所：青葉区役所こども家庭支援課（青葉区役所 2階 37番窓口）

・受取期間：11/4（金）～11/16（水） 8：45～17：00 ※11/12（土）の土曜開庁日は除きます。

区役所窓口へ提出された場合、郵送申請の方より不足・不備があった場合のご連絡が遅くなります。不足・不備書類の提出が、不足書類提出締切日（11/30（水））に間に合わない場合、利用調整において不利になることがあります。特段の事情がある場合のみ、窓口での提出をご検討ください。

11月17日（木）以降の受付分は、二次申請で利用調整を行います。

二次申請

※一次申請で保留となった場合、再度の申請は不要です。

申請方法 郵送 または 窓口申請

申請締切 令和5年2月10日（金）必着

あて先 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区役所こども家庭支援課保育担当

二次申請の受付は、令和5年1月4日（水）から開始します。

●以下に該当する方は、窓口での申請が必要です。

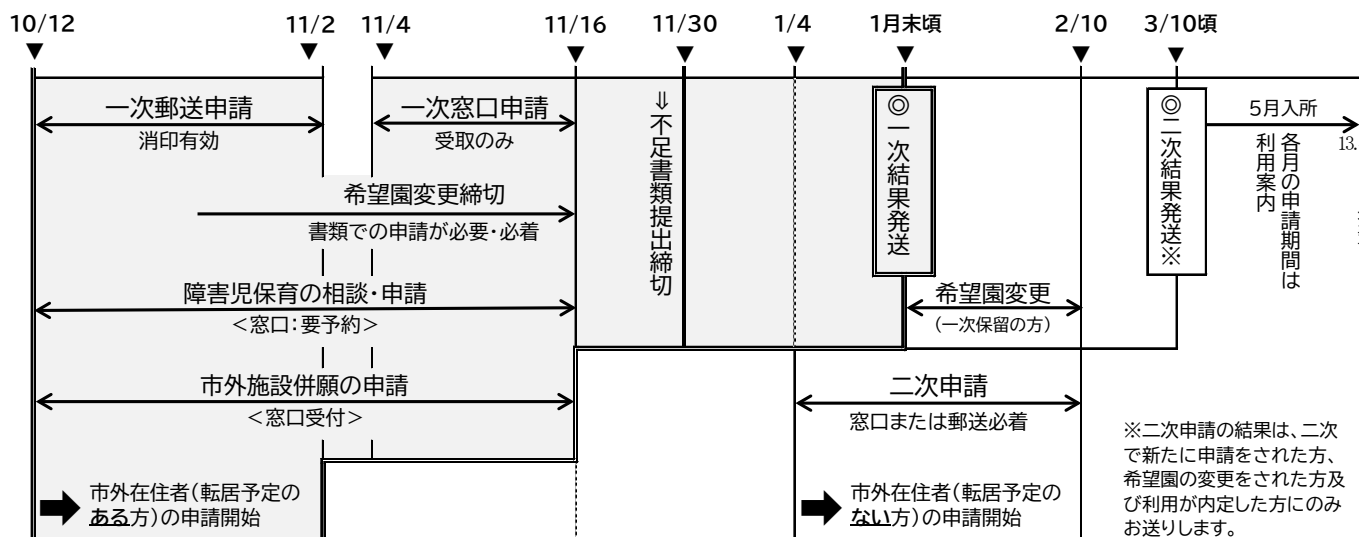
☑ 障害児保育をご希望の方、お子様の発達にご心配のある方

事前に窓口での相談（要予約）が必要になりますので、お早目にこども家庭支援課へご連絡ください。また、できる限りお子様と一緒にご希望の保育所等を事前にご見学ください。

☑ 横浜市外の保育所等を1か所でも申し込まれる方（利用案内 P14 を必ずご確認ください）

保育所等のある市区町村へ、申請方法・必要書類・申請締切日をご確認のうえご申請ください。

●令和5年4月保育所等入所のスケジュール



●申請にあたっての留意事項

☑ 申請書類について

令和4年度と令和5年度で、申請書類の様式が異なります。令和5年4月以降の入所申請においては、令和5年度版をお使いください。

また、不足・不備により基準日（4月入所の場合、令和4年9月30日）時点の世帯状況が確認できない場合、利用調整において不利になることがあります。申請書類を提出する前に、必要書類（利用案内P16-18）に不足がないか、記入済の申請書等に抜け・漏れがないかをよくご確認ください。

☑ お子様の健康・発達等の状況について

保育所等で安全に保育を行うため、お子様の食事制限やアレルギー・服薬の有無、健診の有無、医療機関・療育機関への受診状況及び指摘事項等を申請書（**B**利用申請書の裏面）に必ずご記入ください。内容により、保護者様へ確認することや関係機関の意見書等の提出をお願いすることがあります。

☑ 育児休業中の申請について

育児休業期間が利用開始希望日の翌月1日（4月入所の場合、5月1日）以降もある場合、就労証明書の表面、項番⑬「入所が内定した場合の育児休業の短縮可否」欄に「可」のチェックがないと、申請ができません。

B利用申請書・表面下部の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」欄は、利用調整上のランク・調整指数・類型間優先順位を【Iランク、調整指数-10、求職中】という、最も低い値とするためのチェック項目です。ご自身の希望に応じて、チェックをされるか否かをご判断ください。

●お問合せ先

申請書類の書き方等に関すること	その他のお問合せ
専用ダイヤル【令和5年1月24日（火）まで】 ☎ 045-664-2607 FAX 045-840-1132 （年末年始除く 8：00～20：00）	青葉区役所こども家庭支援課 保育担当 ☎ 045-978-2428 FAX 045-978-2422 （平日 8：45～17：00）

※ 申請時から利用開始日までに世帯の状況（世帯構成・就労状況、住所等）が変わる場合は、必ずこども家庭支援課に届出またはご相談ください。